

■資料編　－もくじ－

- 1 「ふるさと宍粟の観光基本計画（第3次）」策定経過
- 2 宍粟市観光基本計画検討委員会 名簿
- 3 ふるさと宍粟の観光基本計画（第2次）の実績
- 4 関連資料
- 5 用語解説
- 6 ふるさと宍粟観光条例

1 「ふるさと宍粟の観光基本計画（第3次）」策定経過

期日	検討委員会
令和3（2021）年11月29日	第1回宍粟市観光基本計画検討委員会 ・正副委員長の選出 ・現行計画の概要と取組状況について ・今後のスケジュールについて
令和4（2022）年1月24日	第2回宍粟市観光基本計画検討委員会 ・スケジュールの変更及び延長について ・現行計画の延長案について ・宍粟市の観光の現状について ・骨子案について
令和4（2022）年3月25日	第3回宍粟市観光基本計画検討委員会 ・計画等の考え方について ・骨子案について
令和4（2022）年5月19日	第4回宍粟市観光基本計画検討委員会 ・ふるさと宍粟の観光基本計画（第3次）骨子について ・ふるさと宍粟の観光基本計画（第3次）素案について
令和4（2022）年7月28日	第5回宍粟市観光基本計画検討委員会 ・ふるさと宍粟の観光基本計画（第3次）素案について
令和4（2022）年9月28日	第6回宍粟市観光基本計画検討委員会 ・ふるさと宍粟の観光基本計画（第3次）素案について
	パブリックコメントの実施
	ふるさと宍粟の観光基本計画（第3次）の策定

2 宍粟市観光基本計画検討委員会 名簿

(◎…委員長、○…副委員長)

氏 名	所属等
◎ 三宅 康成	兵庫県立大学環境人間学部 教授
○ 上野 徳之	西播磨県民局県民交流室 室長補佐兼地域づくり課長
	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所 所長
	公益財団法人しそう森林王国観光協会 常務理事
	神姫観光株式会社 姫路支店副課長
	宍粟市商工会 事務局長
	西兵庫信用金庫 理事・総合企画部長
	公募

3 ふるさと宍粟観光基本計画（第2次）の実績

1 目標

①観光入込客数の増加

宍粟市総合計画のまちづくり指標である観光入込客数を140万人、道の駅利用者数を49万人をめざす。

単位：千人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標値	—	—	—	—	—	1,400	—
実績値	1,276	1,165	1,061	1,049	979	773	—
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標値	—	—	—	—	—	490	—
実績値	444	441	412	436	422	382	—

第2次総合計画目標値（参考）

令和2年度	令和3年度	令和8年度
1,400	1,440	1,165
773	—	—

②観光消費額・経済波及効果の拡大

主要な観光施設（指定管理施設）の売上高を目安とし、平成25～27年度の平均金額14億9千万円を基準とし、10%以上の増加をめざす。

単位：千円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標値	—	—	—	—	—	1,639,000	—
実績値	1,390,788	1,350,698	1,257,070	1,277,213	1,123,462	829,415	—

③宍粟市の知名度向上

阪神間など主に、観光のターゲットとなる地域で期間中にアンケート調査等を実施し、半数以上の方が宍粟市について認知してもらうよう努める。

単位：%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標値	—	—	—	—	—	50	—
実績値	—	—	—	—	60	—	—

※宍粟市活性化に関する各種調査分析書
 宍粟市を知っている：60%
 観光地を知っている：47%

④観光客満足度向上

観光客に「何度でも訪れたい。」と思ってもらえるよう、主要な観光地点でアンケート調査を実施し、8割以上が「満足した」と答えていただけるように努める。

単位：%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標値	—	—	—	—	—	80	—
実績値	—	—	—	—	68	97	—

※最上山アンケート
 訪れようと思う：97%
 ※宍粟市活性化に関する各種調査分析書
 また行きたい：68%

⑤市民の満足度向上

市民への意識調査を実施して、半数以上の方が「観光振興への取組ができています」と答えられるよう努める。

単位：%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標値	—	—	—	—	—	50	—
実績値	—	—	—	—	6.4	—	—

2 具体的な取組づくり

1 ひとつづくり

(1) 身近な地域の良さを知る

①地域を知る学習講座・体験活動の推進	宍粟学講座の実施	H29～	実施	H29：5回（延べ320人参加） H30：6回（延べ548人参加） R1：4回（延べ234人参加） R2：4回（延べ181人参加）
	体験講座の実施	H29～	実施	R1：発酵料理教室 H30～R1：登山講習会 H29～30：冬のアウトドア教室 H29～R1：たたら製鉄体験イベント R1：夏のアウトドア教室
②地域づくり活動の支援	しそ元気づけんき大作戦	H29～	実施	テーマ型：34件、自由型：23件 スタートアップ：2件、合計59件（H29～R2）
	地域おこし協力隊の活用	H29～	実施	15名が着任（内現在は、8名が着任中）

(2) おもてなしの心を育む

③おもてなしの意識啓発とスキルアップ	事業者向けスキルアップ講座の開催	H29～	実施	H29：第三セクターおもてなし研修
	外国人向け接客講座の開催	H30～	未実施	

(3) 観光ガイドを育てる

④登山・自然観察ガイドの養成	ガイドの募集・養成講座の開催	H29～	実施	H29～：セラビーガイド養成講座
	スキルアップ講座の開催	H30～	実施	H29～：森林セラビーツアサティ関西ブロック研修会 R2：コーディネーター養成研修 R2：課題解決型研修
⑤歴史・まち歩きガイドの養成	ガイドの募集・養成講座の開催	H29～	一部実施	やまさきまち歩きガイドの会、たたらの里ちくさガイドの会を支援
	スキルアップ講座の開催	H30～	実施	H29：おもてなし研修、H30：先進地視察 R1：西播磨観光セミナー ひょうごボランティアガイド交流会 R2：西播磨上質ガイド養成講座

(4) 人材バンクを作る

⑥観光人材バンクの整備	新たな観光大使の委嘱	H29～	実施	H29：4人、H30：1人、R2：1人、R3：1人 現在9名
	人材登録制度の創設	R1～	未実施	

2 ものづくり

(5) 取組の拠点と観光の経路を確立する

⑦ふるさと宍粟観光ステーション(仮)の整備	ふるさと宍粟観光ステーション(仮)整備方針の検討	H29～	実施	候補地の検討
	ふるさと宍粟観光ステーション(仮)整備	R1～	未実施	
	ふるさと宍粟観光ステーション(仮)の運用開始	R3～	未実施	
⑧観光案内の統一化、ネットワーク化	観光案内経路の整理	H29～	一部実施	R1：webサイト「TANOSU」でモデルルートを公開
	宍粟市 観光サイン計画(仮)の策定	R1～	未実施	—
	観光看板の面的整備	R3～	一部実施	宍粟50名山看板の整備

(6) 観光資源の付加価値を高める

⑨自然資源の保全とエコツーリズムの実践に向けたフィールド整備	氷ノ山新登山ルートの開設	H29～	実施	開設の検討を行ったが、ガイドクラブ等との協議の結果断念
	新たな森林セラビールoadの指定	H29～	実施	R1：東山セラビールoadの設定
⑩歴史資源の保全とまち歩きの環境整備	山崎中心市街地活性化の取組	H29～	実施	三笑の復活 H29～R1：再生町家 大学等との連携 観光地化整備(景観整備、まち歩きコース構築)

(7) 土産物・特産品を作る

⑪宍粟オリジナルグッズ・土産物の開発	製品の開発	H29～	実施	H29：味優留サーモン H30：食旅塾の開催 R2：甘酒
	販売統一意匠・ロゴの検討	H29～	実施	しそ認証ブランドの統一 発酵のロゴ作成

3 ことづくり

(8) 業種間・地域間の連携を促進する

⑫ニューツーリズムの推進	既存ツアーの開催	H29～	実施	森林セラビーツアー 氷ノ山ツアーバスの運行 宍粟50名山ふれあい登山会の開催
	ニューツーリズムの商品化	R1～	未実施	—
⑬魅力的な観光ルートの開発	既存観光ルートの充実	H29～	実施	セラビールoadの整備 宍粟50名山の登山ルート整備
	外国人向け観光ルートの開発	H29～	未実施	—
	公共交通の活用調査	H29～	未実施	—

(9) 観光イベントを効果的に盛り上げる

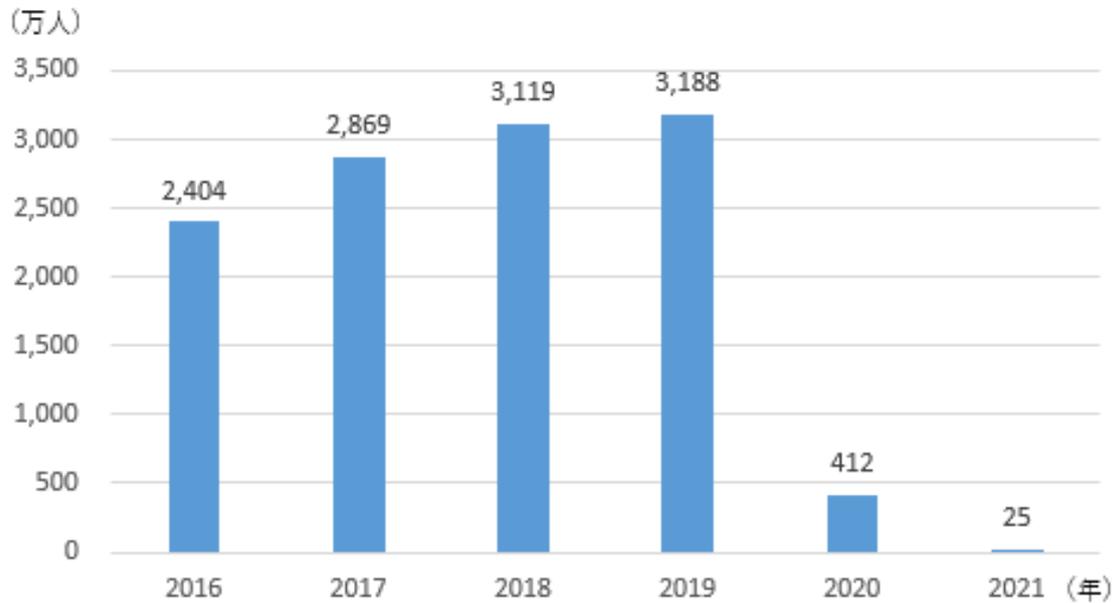
⑭効果的な観光イベントの展開	効果的な観光イベントの展開	H29～	実施	地域団体等のイベント支援 観光協会で各イベントの情報を取りまとめ発信
----------------	---------------	------	----	---------------------------------------

(10) 戦略的なマーケティング活動を展開する

⑮効果的な観光プロモーションの推進	観光マーケティング調査	H29～	未実施	—
	観光プロモーションの展開	H29～	実施	観光協会Instagram等SNSの活用 R1：「きてーな宍粟」のリニューアル 地域おこし協力隊の配置 「発酵のふるさと」のPR 市内外で観光イベントの開催
⑯観光情報の集約と発信	宍粟市観光データベース（仮）の構築	H29～	一部実施	開花状況等の集約
	宍粟市観光ホームページの検証・更新	H29～	実施	R3年度中に新ホームページに変更
	情報収集、発信の一元化	H29～	一部実施	観光協会HPで情報発信 Instagram等SNSの活用 発酵等各観光パンフレットの作成
⑰評価と改善の仕組みづくり	観光客の満足度調査	H29～	一部実施	R1：宍粟市活性化に関する各種調査分析報告書
	Web調査	H30～	未実施	
	年次評価と改善の実施	H29～	一部実施	観光動態調査

4 関連資料

(1) 訪日外国人旅行者数の推移



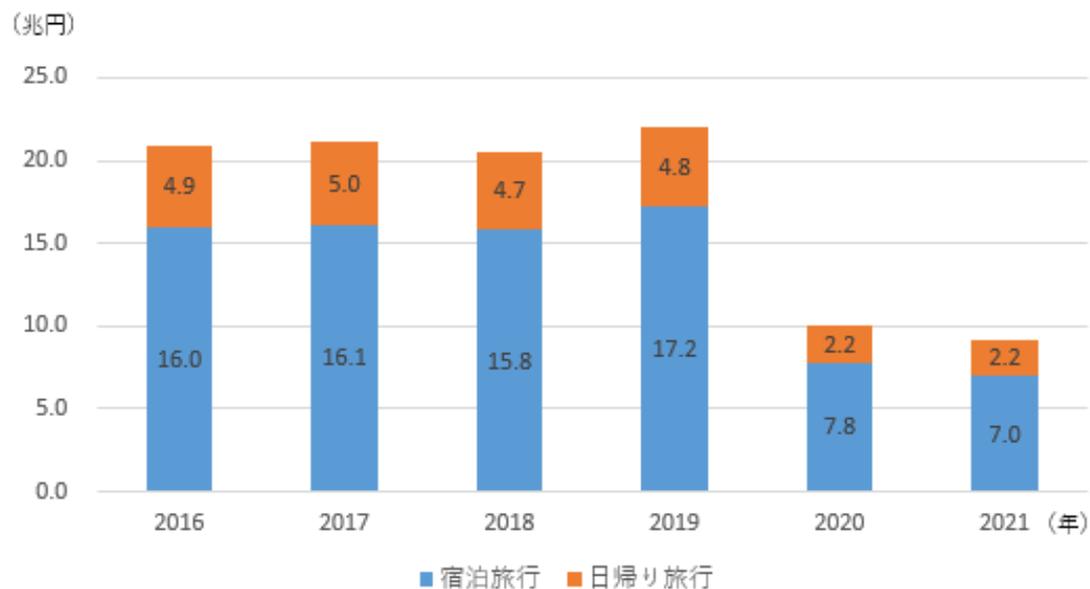
(出典：国土交通省「令和4年版観光白書」より)

(2) 日本人国内宿泊旅行延べ人数、国内日帰り旅行延べ人数の推移



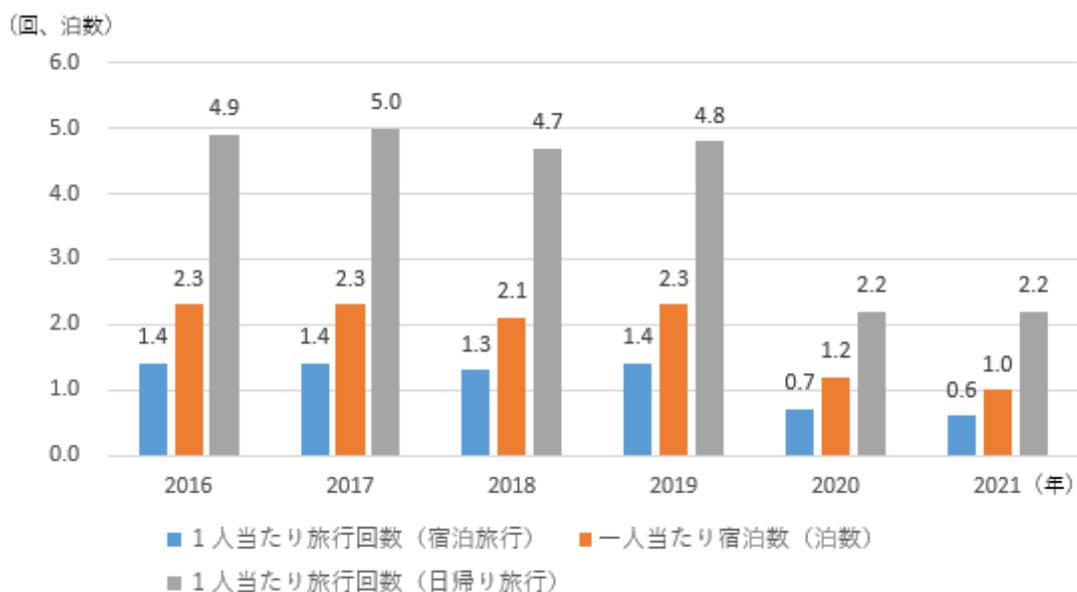
(出典：国土交通省「令和4年版観光白書」より)

(3) 日本人国内旅行消費額の推移



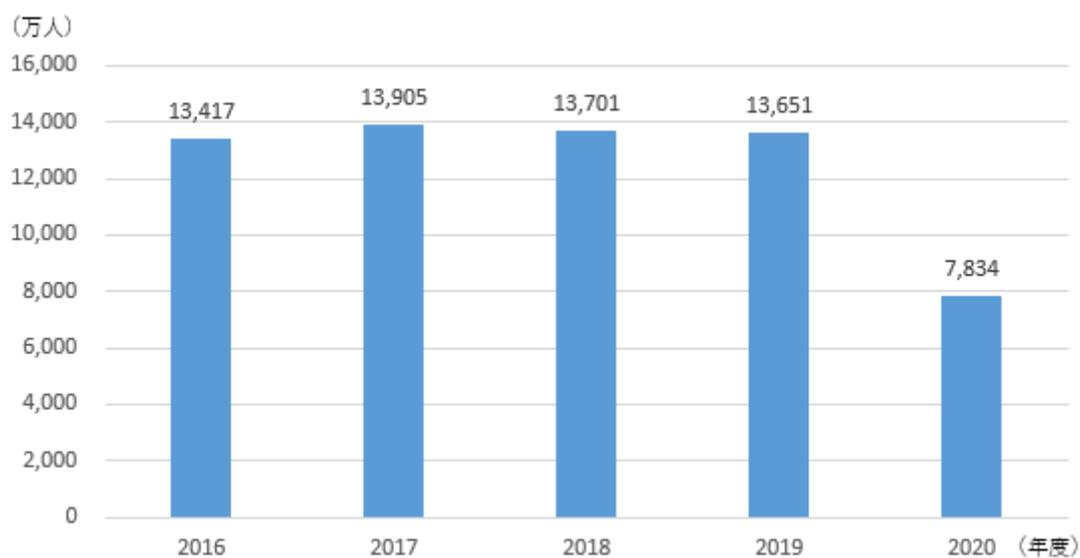
(出典：国土交通省「令和4年版観光白書」より)

(4) 日本人一人当たりの宿泊旅行、日帰り旅行の回数及び宿泊数の推移



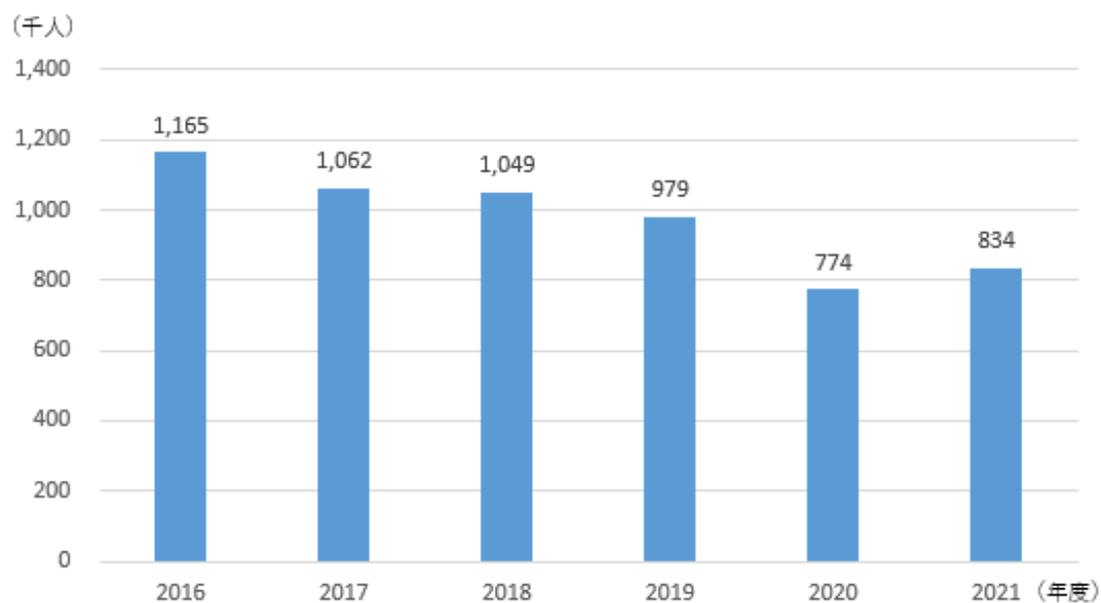
(出典：国土交通省「令和4年版観光白書」より)

(5) 兵庫県観光入込客数の推移



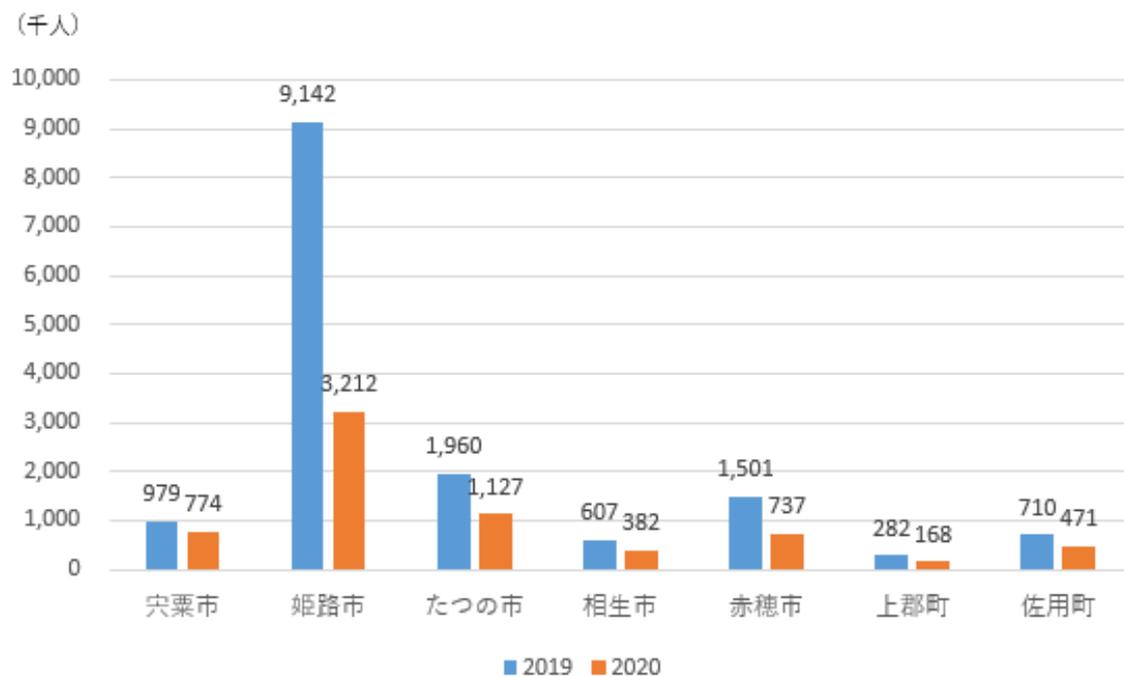
(出典：兵庫県「令和2年度観光客動態調査報告書」より)

(6) 宍粟市観光入込客数の推移



(出典：宍粟市観光入込客数調査より)

(7) 観光入込客数近隣市町との比較 (2019年度・2020年度)



(出典：兵庫県「令和2年度観光客動態調査報告書」より)

5 用語解説

○ SDG s

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）のこと。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択され、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

○ SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略で、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。フェイスブックやインスタグラム、ツイッター等が有名。

○ インスタグラム (Instagram)

SNSのひとつで、写真や動画の投稿をメインとしているサービスのこと。

○ ウィズコロナ・アフターコロナ

ウィズコロナとは、新型コロナウイルスと共に(with)あるという、コロナウイルスと共存する世界という意味。アフターコロナとは、新型コロナウイルスが終息した、コロナ後(after)の世界という意味。

○ アウトドアアクティビティ

屋外で行う活動の総称。野外活動やアウトドア活動ともいう。

○ 観光動態調査

1年間に宍粟市内の観光地を訪れた観光客の動向を把握するための調査。

○ ツーリズム

単なる観光旅行のみならず、観光事業や旅行に関連する事柄の全体のこと。

○ 着地型観光

旅行者を受け入れる側の地域(着地)側がその地域でのおすすめ観光資源を基にした観光商品や体験プログラムを企画・運営する形態のこと。

○ 観光関連事業者

旅行業者、宿泊業者、飲食業者、公共交通事業者、その他観光に関連する事業を行う者。

○ マイクロツーリズム

地元や近隣への短距離観光のこと。

- **フォロワー**
自身のアカウントをフォローしているユーザーのこと。

- **PDCA サイクル**
Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

- **インバウンド**
外国人が訪れてくる旅行のこと。

- **SEA TO SUMMIT**
人力のみで海（カヤック）から里（自転車）、そして山頂（登山）へと進む中で、自然の循環に思いを巡らせ、自然について考えようという環境スポーツイベントのこと。

- **アプリ**
アプリケーションソフトウェアの略称。

- **E-BIKE**
電動アシスト機能が付いたスポーツ自転車のこと。

- **DX**
DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、デジタルによる変容のこと。デジタル技術を用いることで、生活やビジネスが変容していくこと。

○ふるさと宍粟観光条例

平成24年3月14日条例第5号

ふるさと宍粟観光条例

宍粟市の将来像「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現に向け、観光の果たす役割は極めて大きい。観光は、訪れる人々と地域の人々とのつながりや地域における雇用の増大など地域活性化に寄与するとともに、市民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域の実現につながるものである。

宍粟市は、氷ノ山、千年藤、もみじ山、原不動滝、揖保川、千種川、西日本最大級の千町岩塊流等豊かな自然資源に恵まれている。さらに、「播磨国風土記」に由来する伊和神社、たたら跡、家原遺跡、揖保川水系で唯一その姿を残す高瀬舟船着場等の多彩な史跡、また、それぞれの地域に根差した伝統や文化を有している。

現在の観光を取り巻く状況は、ゆとりや安らぎを求める志向、少人数による観光の増加、観光に対する需要の多様化等により変化し、的確な対応が必要となっている。

当市においては、観光をまちづくりや雇用の資源と捉え、広く市民が観光立市に対する理解を深め、市民一人ひとりがその担い手としての役割を果たすことで、持続可能な地域を創造することが重要となっている。

ここに、従来 of 光景を観る「観光」から、市民が「住んでよかった」、観光者が「訪れてよかった」と、幸せや歓びを感じ合える「歓幸」への転換による観光立市の実現に向け、市、市民及び事業者が協働してその取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、観光立市を実現するための基本理念を定めるとともに、その実現に向けた取組の基本事項を定めることにより、活力ある地域づくり、交流人口の拡大、市経済の持続的な発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に居住する者
 - イ 市内で働く者
 - ウ 市内で学ぶ者
 - エ この条例の趣旨に賛同するもの
- (2) 観光関連事業者 旅行業者、宿泊業者、飲食業者、公共交通事業者その他観光に関連する事業を行うものをいう。
- (3) その他事業者 観光関連事業者以外の事業を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 観光立市は、次に掲げる事項を基本として、市、市民等、観光関連事業者及びその

他事業者の創意工夫と協働による取組により、その実現が図られなければならない。

- (1) 地域の歴史、文化、伝統等を理解し継承を行い、観光者に対するおもてなしの心とふれあいを通じて、市民及び観光者が宍粟市を「ふるさと」と感じることでできるまちづくりを行うこと。
- (2) 自然及び歴史とつながりの深い観光資源の保全を図り、それらを最大限に活用するとともに、特徴あるサービスを提供できる環境を整備すること。
- (3) 観光振興の担い手となる人材の育成、雇用の増大等による持続可能な観光地を形成すること。
- (4) それぞれの主体が継続的に観光振興に係る取組の評価と改善を行い、サービスの向上に努めること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光立市の実現に関する施策を総合的かつ計画的に講じるものとする。

- 2 市は、前項の施策を実施するにあたっては、県及び他の自治体との広域的な連携協力を努めるものとする。
- 3 市は、市民等、観光関連事業者及びその他事業者が、それぞれの立場で協働して観光振興に関する取組が進められるよう総合調整を行うものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、観光立市の意義に対する理解を深め、魅力ある観光地の形成に向けて積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民等は、地域に誇りと愛着を持ち、地域観光資源に関する知識の向上及び地域における観光振興の取組への参画に努めるものとする。
- 3 市民等は、地域内の環境の美化及び保全に努めるとともに、観光者を温かく迎え、心のこもったおもてなしに努めるものとする。

(観光関連事業者の役割)

第6条 観光関連事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を通じて観光者の需要に応じたサービス及び環境を提供するとともに、その他事業者と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。

- 2 観光関連事業者は、市が実施する観光立市の実現に関する施策に協力するものとする。

(その他事業者の役割)

第7条 その他事業者は、基本理念にのっとり、業種間の連携を推進し、それぞれの立場で観光立市に向けた取組に努めるものとする。

- 2 その他事業者は、市が実施する観光立市の実現に関する施策への協力を努めるものとする。

(しそ観光プラットフォームの構築)

第8条 市、市民等、観光関連事業者及びその他事業者は、観光立市の実現に向けた基本理念のもと、持続的かつ円滑な取組を進めるための基盤として、しそ観光プラットフォーム

ムを構築するものとする。

2 しそう観光プラットフォームは、次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 多様な主体の参画及び連携の促進
 - (2) 情報共有のための仕組の提供
 - (3) 交流及び協議のための場の提供
 - (4) 情報発信の一元化
- (宍粟市観光基本計画)

第9条 市は、観光立市の実現に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、宍粟市観光基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 観光立市の実現に関する基本的な方針
- (2) 観光立市の実現に関する目標
- (3) 観光立市の実現に関し、市が講じるべき施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、観光立市の実現に関する取組を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市は、基本計画を定める場合は、あらかじめ市民の意見が反映されるよう必要な措置を講じるものとする。

4 市は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 基本計画を変更する場合は、前2項を準用する。

(魅力ある観光地の形成等)

第10条 市は、競争力の高い魅力ある観光地を形成するため、観光関連事業者との連携による観光地の特性を活かした良質なサービスの提供のための観光関連施設及び公共施設の整備に必要な施策を講じるものとする。

2 市は、観光資源の活用による地域の特性を活かした魅力ある観光地を形成するため、史跡、名勝、天然記念物、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、四季の味覚その他文化、産業等に関する観光資源の保全と育成及び埋もれた観光資源の発掘と創造に必要な施策を講じるものとする。

3 市は、魅力ある観光地の特色を活かした商品の開発に必要な施策を講じるものとする。

(持続可能な観光地の形成等)

第11条 市は、観光の振興に寄与する人材を育成するため、観光関連事業に従事する者等の知識及び能力の向上並びに地域固有の歴史、文化等に関する知識の普及啓発に必要な施策を講じるものとする。

2 市は、地域とともに自然環境、歴史、文化等の地域固有の魅力を観光者に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、観光者のマナーの向上や資源の保全につげていく「エコツーリズム」を推進し、持続可能な観光地の形成に必要な施策を講じるものとする。

(観光産業の競争力の強化)

第12条 市は、これまで推進してきた観光施策の更なる充実を図り、観光産業の競争力を強

化するため、観光関連事業者相互の有機的な連携の促進、観光者の需要の高度化及び観光の形態の多様化に対応した観光関連事業者が行うサービスの提供の確保、その他事業者との連携の促進等に必要な施策を講じるものとする。

(観光者の来訪の促進)

第13条 市は、観光者の来訪を促進するため、次に掲げる事項について必要な施策を講じるものとする。

- (1) 市内の観光地に関する広報宣伝活動及び観光情報の提供に関すること。
- (2) 市内外における広域的に連携した観光の振興に関すること。
- (3) 観光者に必要かつ便利な案内施設の整備に関すること。

(観光者に対するおもてなしの向上)

第14条 市は、観光者に対するおもてなしを向上するため、市民等、観光関連事業者及びその他事業者に対し、自然、歴史、文化、産業等に関する観光資源に対する理解を深められる環境の整備等おもてなし意識の醸成に必要な施策を講じるものとする。

(観光の安全の確保)

第15条 市は、観光の安全を確保するため、観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供、事故の発生の防止等に努めるものとする。

(広報等)

第16条 市は、市民等、観光関連事業者及びその他事業者の観光立市に対する意識の高揚及び地域における観光振興に関する取組への参画を促進するため、広報、啓発及び情報の提供を行うものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、観光立市の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。